

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
株式会社イントランス
代表取締役社長 麻生正紀

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日(水曜日)午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル39階 ルナール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役1名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が改善しているなか、雇用情勢も着実に改善し、また企業の設備投資も緩やかに増加しております。景気の先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果により、緩やかな回復が持続しております。しかしながら、海外経済の不確実性或金融資本市場の変動の影響には留意する必要があります。

当社グループの属する不動産市場におきましては、消費増税に向けて優良な不動産の売買価格は高値で推移するなど、厳しい物件取得環境が継続しておりますが、平成30年度においても低金利政策が継続することが予測されるため、国内外の投資家による不動産投資需要は引き続き良好な状態が続くと見られております。

このような状況下、当社グループでは、取得した商業ビル・オフィスビル等をエリアの特性やニーズに合わせたバリューアッププランを策定し、不動産が持つ潜在的な価値を高めた上で販売を行うプリンシパルインベストメント事業、プロパティマネジメントサービス（物件ごとのニーズに合ったオーダーメイド型の入居者管理代行サービス）及び売買仲介等のコンサルティングサービスを行うソリューション事業、当社の連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデン（以下、大多喜ハーブガーデン）にて、ハーブガーデンの運営・企画を行うその他事業にそれぞれ注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,623,942千円（前年同期比4.4%減）、営業利益は7,998千円（前年同期比98.6%減）、経常損失は27,250千円（前年同期459,717千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は74,695千円（前年同期284,674千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

プリンシパルインベストメント事業につきましては、権利関係等の調整により、事業用開発用地2物件及び平成30年2月に取得した収益不動産1物件を売却いたしました。

この結果、売上高は1,922,051千円（前年同期比4.8%減）、セグメント利益（営業利益）は205,259千円（前年同期比73.6%減）となりました。

(ソリューション事業)

安定的な収益を生み出すソリューション事業につきましては、プロパティマネジメントサービスにおいて、既存物件の管理強化に加え、新規の建物管理受託に引き続き取り組んでまいりましたが、管理物件の売却等の影響により管理棟数が減少しました。賃貸事業においては、保有する収益不動産の賃料収入に加え、和歌山マリーナシティ内3施設の配当金収入を計上しております。

この結果、売上高は514,088千円（前年同期比6.1%減）、セグメント利益（営業利益）は181,984千円（前年同期比12.1%減）となりました。

(その他)

連結子会社の大多喜ハーブガーデンが運営するハーブガーデンにつきましては、房総エリアにおける観光スポットとしてテレビ情報番組の放映による宣伝戦略や各種イベントを積極的に開催し新規来場者の獲得施策を進めるとともに、園内で複数楽しんでいただく回遊性の向上にも注力し、お客様満足度の向上に努めてまいりました。また、レストラン運営で培ったハーブメニュー開発力を活かしたコンサルティング営業を開始し、大手外食チェーンでの採用が進み販路拡大に寄与しました。

この結果、売上高は187,802千円（前年同期比5.8%増）、セグメント損失（営業損失）は8,492千円（前年同期13,084千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 財務基盤の強化

当社グループは、不動産再生事業において、「流動化」「価値創造」「金融」のファクターを融合した難易度の高いバリューアップが必要となるため、ノウハウの蓄積、人材育成及び組織力強化を図ってまいります。

また、当該事業においては資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であるため、多様な資金調達手段を確保して財務基盤の強化を図ってまいります。

② 事業間の連携強化

当社グループは、プリンシパルインベストメント事業とシナジー効果があるプロパティマネジメント事業を展開しております。同事業において不動産所有者や投資家との更なる信頼関係を構築することにより、管理物件数を着実に積み上げ、事業ごとのシナジー効果を一層強化してまいります。

③ コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社グループは、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけており、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを遵守し、経営の透明性を確保することに努めております。

また、外部より有識者（弁護士等）をアドバイザーとして取締役会に適宜招き、必要に応じて意見を頂くことで取締役会の実効性を高めております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

詳細については、「連結注記表 Ⅰ連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 1. 連結の範囲に関する事項」に記載しております。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成26年度)	第18期 (平成27年度)	第19期 (平成28年度)	第20期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売 上 高 (千円)	6,334,008	2,321,315	2,743,685	2,623,942
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	993,466	360,975	459,717	△27,250
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	966,399	202,890	284,674	△74,695
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	26.07	5.47	7.68	△2.01
総 資 産 (千円)	4,336,882	5,407,350	7,247,459	6,030,983
純 資 産 (千円)	2,950,550	2,893,947	3,104,481	2,955,644
1株当たり純資産額 (円)	79.59	78.07	83.75	79.73

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成26年度)	第18期 (平成27年度)	第19期 (平成28年度)	第20期 (当事業年度) (平成29年度)
売 上 高 (千円)	3,585,698	2,106,267	2,410,051	2,279,923
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,012,216	423,138	330,414	△147,673
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	972,146	276,499	218,505	△155,656
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	26.22	7.46	5.89	△4.20
総 資 産 (千円)	4,301,490	6,041,087	7,820,207	6,439,914
純 資 産 (千円)	2,956,507	2,973,512	3,117,877	2,888,079
1株当たり純資産額 (円)	79.75	80.21	84.11	77.91

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社A S Oであり、同社は当社の株式を15,598,000株(議決権比率42.08%)所有しております。取引関係は現在のところありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大多喜ハーブガーデン	80,000千円	100%	その他事業
株式会社蓮田ショッピングセンター	60,000千円	100%	プリンシパルインベストメント事業・ソリューション事業
一般社団法人エイチエムジェー及び株式会社ティージーピー(匿名組合を含む。)のほか、1匿名組合	—	—	プリンシパルインベストメント事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社蓮田ショッピングセンター	埼玉県蓮田市東五丁目8番65号	2,288,820千円	6,439,914千円

(11) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

区分	事業内容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入及び売却、JV等による開発プロジェクト
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入、コンサルティング等
その他事業	株式会社大多喜ハーブガーデンにおいてハーブガーデンの運営及びハーブ等の生産・販売

(12) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

- ① 当 社 本社：東京都渋谷区
② 子会社 株式会社大多喜ハーブガーデン 本社：千葉県夷隅郡大多喜町
株式会社蓮田ショッピングセンター 本社：埼玉県蓮田市

(13) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
29名	1名減

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	11名	—	41.1歳	4.5年
女 性	5名	1名減	30.3歳	1.9年
合計又は平均	16名	1名減	37.7歳	3.7年

(14) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,753,125千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	462,500千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	92,500千円
ディー・エフ・エル・リース株式会社	92,500千円
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	15,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,070,600株（自己株式60,400株を除く）
- (3) 株主数 9,495名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 A S O	15,598,000株	42.08%
麻 生 正 紀	2,655,700株	7.16%
祢 津 久 男	1,085,700株	2.93%
畑 中 章 孝	524,400株	1.41%
株 式 会 社 エ ス ネ ッ ツ	509,000株	1.37%
極東ホールディングス株式会社	500,000株	1.35%
有限会社レアリア・インベストメント	446,300株	1.20%
株 式 会 社 S B I 証 券	443,700株	1.20%
カブドットコム証券株式会社	424,700株	1.15%
白 根 進 一	372,400株	1.00%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	麻 生 正 紀	株式会社シルバーライフ 代表取締役 株式会社A S O 代表取締役
取 締 役	濱 谷 雄 二	管理本部部長
取 締 役	太 田 孝 昭	税理士 O A G 税理士法人 代表社員 株式会社O A G 代表取締役 株式会社O A G ビジコム 代表取締役 株式会社O A G コンサルティング 代表取締役 株式会社O A G アウトソーシング 代表取締役 株式会社G E N 代表取締役
取 締 役	麻 生 義 彰	株式会社シルバーライフ 常務取締役
常 勤 監 査 役	黒 田 清 行	一級建築士
監 査 役	青 沼 丈 二	
監 査 役	坂 本 恭 一	株式会社ハウジング・エス 代表取締役 株式会社美和興産 取締役

- (注) 1. 取締役太田孝昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役黒田清行氏及び坂本恭一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役黒田清行氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役青沼丈二氏につきましては、金融業界に長らく携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 株式会社A S Oは、当社の親会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役である太田孝昭氏及び麻生義彰氏、並びに監査役である黒田清行氏、青沼丈二氏、坂本恭一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	84,000千円
監 査 役	3名	9,600千円
合 計	7名	93,600千円

(注) 上記報酬等の額のうち、社外取締役1名及び社外監査役2名の報酬等の合計額は11,400千円です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役太田孝昭氏は、OAG税理士法人の代表社員、株式会社OAG、株式会社OAGビジコム、株式会社OAGコンサルティングの代表取締役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。また同氏は、株式会社OAGアウトソーシング及び株式会社GENの代表取締役を兼職しており、兼職先と当社との間に経理業務の一部をアウトソーシングしております。

監査役坂本恭一氏は、株式会社ハウジング・エスの代表取締役、株式会社美和興産の取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役太田孝昭氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、主に税理士としての専門の見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役黒田清行氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に一級建築士として建築・設計に関する専門の見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役坂本恭一氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席、監査役会11回中10回に出席し、長年にわたる不動産業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 上記①の額は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

1 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
- ② コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、さらには社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
- ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
- ② 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。

- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

7 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
- ② 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。
- ③ 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- ② 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- ③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもちたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

11 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,327,668	流 動 負 債	807,213
現金及び預金	1,729,724	買掛金	5,879
売掛金	56,628	短期借入金	15,000
営業出資金	400,000	1年内返済予定の長期借入金	132,500
販売用不動産	2,878,303	リース債務	6,271
その他のたな卸資産	14,315	未払法人税等	19,097
繰延税金資産	6,034	繰延税金負債	86,270
その他	242,660	前受金	28,153
固 定 資 産	703,314	賞与引当金	9,007
有 形 固 定 資 産	23,837	その他	505,033
建物	17,012	固 定 負 債	2,268,125
工具、器具及び備品	547	長期借入金	2,268,125
リース資産	6,277	負 債 合 計	3,075,338
無 形 固 定 資 産	609,511	純 資 産 の 部	
契約関連無形資産	609,383	株 主 資 本	2,955,644
その他	128	資本金	1,133,205
投資その他の資産	69,965	資本剰余金	903,204
繰延税金資産	49,128	利益剰余金	921,711
その他	20,837	自己株式	△2,476
資 産 合 計	6,030,983	純 資 産 合 計	2,955,644
		負債・純資産合計	6,030,983

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,623,942
売 上 原 価		1,781,455
売 上 総 利 益		842,487
販売費及び一般管理費		834,488
営 業 利 益		7,998
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,543	
持分法による投資利益	7,474	
そ の 他	1,188	13,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,434	
資 金 調 達 費 用	2,020	48,454
経 常 損 失		27,250
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	1,104	1,104
税金等調整前当期純損失		28,355
法人税、住民税及び事業税	40,815	
法 人 税 等 調 整 額	5,524	46,339
当 期 純 損 失		74,695
親会社株主に帰属する当期純損失		74,695

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	1,133,205	903,204	1,070,547	△2,476	3,104,481	3,104,481
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△74,141		△74,141	△74,141
親会社株主に帰属する当期純損失			△74,695		△74,695	△74,695
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△148,836	—	△148,836	△148,836
当 期 末 残 高	1,133,205	903,204	921,711	△2,476	2,955,644	2,955,644

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。
連結子会社数 6社
連結子会社の名称
株式会社大多喜ハーブガーデン
株式会社蓮田ショッピングセンター
一般社団法人エイチエムジェー及び株式会社ティージービー(匿名組合を含む。)のほか、1匿名組合
なお、一般社団法人エイチエムジェー及び株式会社ティージービー(匿名組合を含む。)のほか、一般社団法人1社及び1匿名組合のうち、一般社団法人1社は、当社グループが保有する全持分を譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項 当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社アソルティは、当社が保有する全株式を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。
3. 会計方針に関する事項 たな卸資産
(1) 資産の評価基準及び評価方法 販売用不動産
個別法による原価法を採用しております。
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
その他のたな卸資産
評価基準は原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。)
商品については先入先出法、原材料・貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |
- ② 無形固定資産
契約関連無形資産については、販売開始後、見込収益獲得期間（2年）にわたり償却の予定であります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	2,680,064千円
その他(流動資産)	43,379千円
計	2,723,444千円

上記のほか、連結子会社株式(消去前金額)2,288,820千円を担保に供しております。

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	132,500千円
長期借入金	2,268,125千円
計	2,400,625千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,000千円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,131,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 株式の種類	普通株式
② 配当金の総額	74,141千円
③ 1株当たり配当額	2円
④ 基準日	平成29年3月31日
⑤ 効力発生日	平成29年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び株数

該当事項はありません。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、不動産再生事業資金については、金融機関と交渉し、案件毎に販売用不動産に担保設定を行うことにより、資金調達を行っております。一時的な余資については、支出まで銀行預金として保管しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な投資は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業出資金については、共同事業の業績変動に伴うリスクを有しております。

借入金は、主に不動産再生事業資金として調達した資金ですが、本借入金については、金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行う場合もあります。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権は与信管理規程に従い、管理本部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業出資金については、管理本部において定期的に営業者の行う事業の業績を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,729,724	1,729,724	—
(2) 売掛金	56,628	56,628	—
資産計	1,786,353	1,786,353	—
(1) 買掛金	5,879	5,879	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 長期借入金(※)	2,400,625	2,419,528	18,903
(4) 未払法人税等	19,097	19,097	—
負債計	2,440,601	2,459,504	18,903
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、変動金利による借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出する方法によっております。

※リース債務(流動・固定)については、金額的重要性が乏しいため、記載は省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
営業出資金	400,000

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

V 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 79円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円1銭 |

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,020,356	流 動 負 債	443,710
現 金 及 び 預 金	1,309,761	短 期 借 入 金	15,000
売 掛 金	46,847	1年内返済予定の長期借入金	132,500
営 業 投 資 有 価 証 券	511,510	リ ー ス 債 務	6,271
営 業 出 資 金	400,000	未 払 金	51,708
販 売 用 不 動 産	1,503,751	未 払 費 用	7,659
前 払 費 用	46,056	未 払 消 費 税 等	13,988
繰 延 税 金 資 産	6,034	前 受 金	13,605
そ の 他	196,393	預 り 金	78,965
固 定 資 産	2,419,558	賞 与 引 当 金	9,007
有 形 固 定 資 産	7,824	そ の 他	115,003
建 物 附 属 設 備	1,334	固 定 負 債	3,108,125
工 具、器 具 及 び 備 品	212	長 期 借 入 金	2,268,125
リ ー ス 資 産	6,277	関 係 会 社 長 期 借 入 金	840,000
無 形 固 定 資 産	48	負 債 合 計	3,551,835
電 話 加 入 権	48	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	2,411,685	株 主 資 本	2,888,079
関 係 会 社 株 式	2,288,820	資 本 金	1,133,205
其 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	1,000	資 本 剰 余 金	903,204
出 資 金	30	資 本 準 備 金	903,204
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	155,000	利 益 剰 余 金	854,145
繰 延 税 金 資 産	49,128	そ の 他 利 益 剰 余 金	854,145
そ の 他	20,706	繰 越 利 益 剰 余 金	854,145
貸 倒 引 当 金	△103,000	自 己 株 式	△2,476
資 産 合 計	6,439,914	純 資 産 合 計	2,888,079
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,439,914

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,279,923
売 上 原 価		1,660,987
売 上 総 利 益		618,936
販売費及び一般管理費		710,951
営 業 損 失		92,014
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,415	
還 付 加 算 金	765	
そ の 他	25	7,206
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48,845	
資 金 調 達 費 用	2,020	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,000	62,865
経 常 損 失		147,673
税 引 前 当 期 純 損 失		147,673
法人税、住民税及び事業税	950	
法 人 税 等 調 整 額	7,032	7,982
当 期 純 損 失		155,656

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,133,205	903,204	1,083,943	△2,476	3,117,877	3,117,877
当期変動額						
剰余金の配当			△74,141		△74,141	△74,141
当期純損失			△155,656		△155,656	△155,656
当期変動額合計	—	—	△229,797	—	△229,797	△229,797
当期末残高	1,133,205	903,204	854,145	△2,476	2,888,079	2,888,079

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① その他有価証券
時価のないもの
匿名組合出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - ② 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ③ その他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 販売用不動産
個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物附属設備 | 10～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	1,305,512千円
その他(流動資産)	43,379千円
関係会社株式	2,288,820千円
計	3,637,712千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	132,500千円
長期借入金	2,268,125千円
計	2,400,625千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,260千円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	9,157千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	8,923千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	60,400株
------	---------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払不動産取得税	568千円
未払固定資産税	2,361千円
賞与引当金	2,779千円
繰越欠損金	86,497千円
関係会社株式評価損	3,857千円
貸倒引当金	31,785千円
その他	6,647千円
繰延税金資産小計	134,498千円
評価性引当額	△79,009千円
繰延税金資産合計	55,489千円

繰延税金負債

未収事業税	326千円
繰延税金負債合計	326千円
繰延税金資産の純額	55,162千円

VI 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	子会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 5	科目	期末残高
子会社	株式会社 大多喜ハーブ ガーデン	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	14,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	155,000
				利息の受取 (注) 1	4,274	-	-
子会社	株式会社 蓮田ショッピ ングセンター	所有 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	-	関係会社 長期借入金	840,000
				利息の支払 (注) 3	2,519	-	-
				担保受入及 び債務被保 証(注) 4	1,198,125	-	-
子会社	一般社団法人 宝徳院設立 奉賛会	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の回収 (注) 1	351,760	-	-
				利息の受取 (注) 1	2,129	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付利率については、当社の資金調達金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 株式会社大多喜ハーブガーデンに対する関係会社長期貸付金については、103,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額12,000千円を計上しております。
3. 資金の借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 担保受入及び債務被保証は、当社の銀行借入に対するものであり、取引金額は期末の借入残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
5. 取引金額には消費税等は含めておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注) 3	科目	期末残高(注) 3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社シルバライフ(注) 2	なし	建物管理業務の外注先役員兼任	建物管理業務の外注(注) 1	38,676	未払金	2,764
				賃貸管理業務の受託(注) 1	1,718	売掛金	319

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、他の取引先と比較を行ったうえで、その都度交渉の上決定しております。
2. 当社の代表取締役社長麻生正紀、取締役麻生義彰及びその近親者が議決権の93.1%を直接保有しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 77円91銭
2. 1株当たり当期純損失 4円20銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 古藤 智弘 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イントランスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月14日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員 公認会計士 古 藤 智 弘 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントランスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社イントランス	監査役会
常勤監査役(社外監査役)	黒田清行 ㊟
監査役	青沼丈二 ㊟
監査役(社外監査役)	坂本恭一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

取締役麻生正紀氏及び太田孝昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
おおた たかあき 太田 孝昭 (昭和23年4月7日生)	昭和48年4月 東京国税局入局 昭和63年5月 太田税務会計事務所（現OAG税理士法人） 所長 昭和63年5月 株式会社シーケーシステム研究所 代表取締役 （現任） 平成3年11月 株式会社ビジコム（現株式会社OAGビジ コム）代表取締役（現任） 平成19年1月 OAG税理士法人代表社員 平成21年2月 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役（現任） 平成22年5月 株式会社GEN代表取締役（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任）	—

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田孝昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 太田孝昭氏を社外取締役候補者とした理由は、多数の企業経営者として豊富な経験・知識を持つとともに、税理士業務にも精通しており、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 太田孝昭氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
5. 太田孝昭氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 太田孝昭氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 太田孝昭氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 太田孝昭氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役黒田清行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
<small>くろだ きよゆき</small> 黒田 清行 (昭和17年1月8日生)	昭和39年4月 東京都首都整備局建築指導部(現 都市整備局)入都 昭和52年7月 東京都文京区建築部建築課長 平成4年4月 東京都住宅局南部、北部住宅建設事務所部長 平成8年6月 東京都都市計画局多摩東部、西部建築指導事務所部長 平成13年7月 学校法人拓殖大学 審議役 平成15年6月 財団法人建築技術教育普及センター関東支部事務局長 平成19年7月 一般社団法人東京建築士会 専務理事 平成25年6月 一般社団法人東京建築士会 参与 平成26年6月 当社監査役(現任)	—

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 黒田清行氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由

黒田清行氏は一級建築士として建築・設計関係の監視機能を強化できるものと判断したため、当社社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4. 黒田清行氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 黒田清行氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

6. 当社は黒田清行氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立社員となる予定であります。

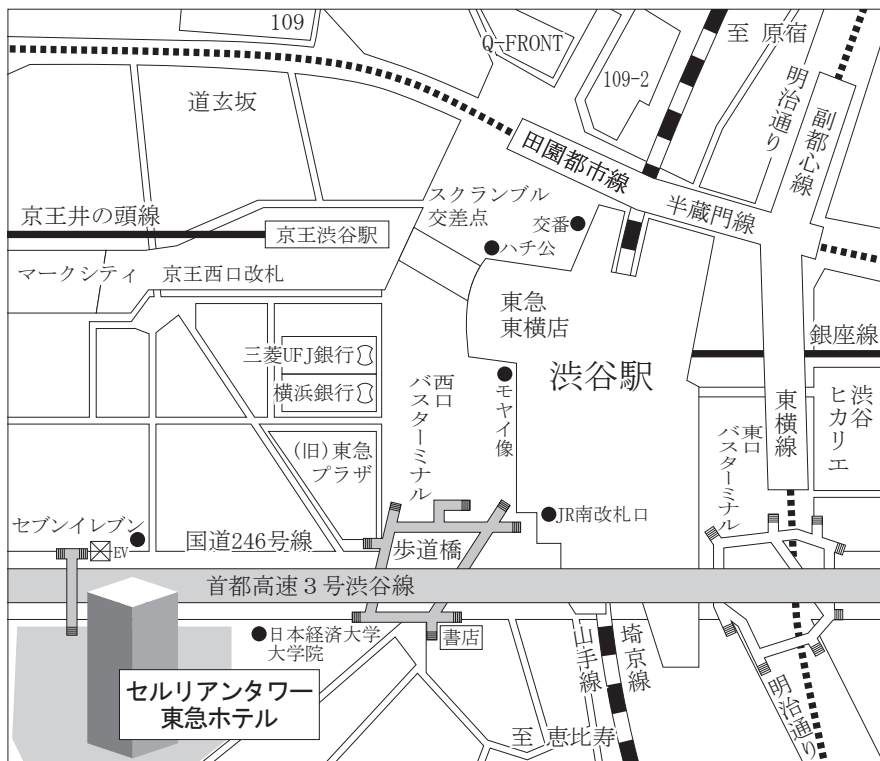
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 39階 ルナール

TEL 03-3476-3000 (代表)



交通 J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン
東急電鉄 東急東横線・田園都市線
東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線
京王電鉄 井の頭線
各「渋谷駅」より徒歩5分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。